

第1章 総則

第1条（「ビッグロープ光テレビ」の提供）

ビッグロープ株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）または西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）から卸提供を受けるフレッツ・テレビ伝送サービス（その意味は第3条に定めます。）を利用して、この特約に基づき、BIGLOBE サービス「ビッグロープ光テレビ」（以下「ビッグロープ光テレビ」といいます。）を提供します。ビッグロープ光テレビは、利用回線（その意味は第3条に定めます。）を利用して映像（通常 70MHz から 770MHz までおよび 1032MHz から 2072MHz までの周波数帯域の映像ならびに映像に付随する音響をいいます。以下同じとします。）を伝送するサービスであり、その内容の詳細は、当社のウェブサイト上に掲示します。

- ビッグロープ光テレビの提供には、この特約に定めるものを除き、当社の別途定める『BIGLOBE サービス「ビッグロープ光」特約』（以下「ビッグロープ光特約」といいます。）、および、当社の別途定める「BIGLOBE 会員規約」（以下「会員規約」といいます。）の規定が適用されます。この特約と会員規約またはビッグロープ光特約の規定とが抵触するときは、ビッグロープ光テレビの提供に関する限り、この特約が優先します。

第2条（この特約の変更）

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法に従いビッグロープ光テレビ会員（その意味は第3条に定めます。）に通知することにより、この特約の全部または一部を変更することができます。この場合、その予告期間内に、ビッグロープ光テレビ会員からこの特約の第16条に基づくビッグロープ光テレビ契約の解除の通知が当社に対してなされないときは、かかる変更につきビッグロープ光テレビ会員による承諾があったものとみなします。

第3条（用語の定義）

会員規約またはビッグロープ光特約において定義された用語の意味は、この特約に別段の定めがある場合を除き、この特約においても同一の意味を有します。

- 前項に定めるほか、この特約において使用する用語およびその意味は、次の各号に定めるとおりとします。
 - 「ビッグロープ光テレビ契約」とは、当社からビッグロープ光テレビの提供を受けるための契約をいい、第7条に基づき会員が行ったビッグロープ光テレビ契約の申し込みを第8条に基づき当社が承諾することにより成立します。
 - 「ビッグロープ光テレビ会員」とは、この特約に基づき当社との間でビッグロープ光テレビ契約が成立している個人をいいます。
 - 「ビッグロープ光契約」とは、ビッグロープ光特約に基づきビッグロープ光テレビ会員と当社との間に成立する、BIGLOBE サービス「ビッグロープ光」（以下「ビッグロープ光」といいます。）の提供を受けるための契約をいいます。
 - 「料金等」とは、ビッグロープ光テレビの提供に係わる料金その他の債務およびこれに係る消費税等相当額をいいます。
 - 「映像通信網」とは、映像の伝送に供することを目的としてNTT 東日本またはNTT 西日本が設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。）をいいます。
 - 「映像通信網サービス」とは、映像通信網を使用して行う電気通信サービスをいいます。
 - 「フレッツ・テレビ伝送サービス」とは、NTT 東日本が「フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約」に基づき提供する映像通信網サービス、または、NTT 西日本が「フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約」に基づき提供する映像通信網サービスをいいます。
 - 「フレッツ・テレビ伝送サービス契約」とは、NTT 東日本またはNTT 西日本からフレッツ・テレビ伝送サービスの提供を受けるための契約をいいます。
 - 「テレビサービス転用」とは、NTT 東日本またはNTT 西日本とフレッツ・テレビ伝送サービス契約を締結した個人（以下「テレビサービス転用資格保有者」といいます。）が、その利用するフレッツ・テレビ伝送サービスをビッグロープ光テレビに切り替えることをいいます。
 - 「転用番号」とは、テレビサービス転用資格保有者がテレビサービス転用を目的として、ビッグロープ光特約に基づく転用のためにビッグロープ光の提供を受けるための契約の申し込みと合わせて、第7条に基づきビッグロープ光テレビ契約の申し込みをするにあたり、事前にNTT 東日本またはNTT 西日本から取得している必要のある所定の番号をいいます。
 - 「会員契約」とは、会員規約に基づき当社とビッグロープ光テレビ会員との間に成立している、BIGLOBE サービスの提供を受けるための契約をいいます。
 - 「登録一般放送事業者」とは、放送法第126条により登録を受けた登録一般放送事業者であって、映像通信網サービスを利用して一般放送を行う事業者をいいます。
 - 「利用回線」とは、ビッグロープ光を構成する卸役務利用サービスのうち当社が別に定めるタイプものの回線（ただし、当社が別に定める登録一般放送事業者が、NTT 東日本またはNTT 西日本がその登録一般放送事業者に提供する映像通信網サービスの第1種契約者回線の通信相手先として指定したものに限りません。）をいいます。
 - 「スカパーJSAT 施設利用サービス」とは、スカパーJSAT 株式会社（以下「スカパーJSAT」といいます。）が「スカパーJSAT

施設利用サービス」の名称にて提供する放送サービスをいいます。

- (15) 「スカパーJSAT 施設利用サービス契約」とは、スカパーJSAT からスカパーJSAT 施設利用サービスの提供を受けるための契約をいいます。
- (16) 「ビッグロブ光テレビ会員端末機器」とは、①ビッグロブ光テレビを利用して地上デジタル放送、BS デジタル放送またはFM ラジオ放送の視聴を行うためにBIGLOBE 会員が保有している必要のあるテレビ等の機器、および、②ビッグロブ光テレビを利用して、スカパーJSAT が「スカパー！」等の名称にて提供する有料放送サービス（以下「スカパー有料放送サービス」といいます。）の視聴を行うために保有している必要のあるテレビ受像機および対応チューナー機器をいいます。
- (17) 「回線終端装置」とは、利用回線の終端の場所に当社が設置する装置をいいます。
- (18) 「端末設備」とは、電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるものをいいます。
- (19) 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。
- (20) 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を利用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信を他人の通信の用に供することをいいます。
- (21) 「自営端末設備」とは、ビッグロブ光テレビ会員が設置する端末設備をいい、ビッグロブ光テレビ会員端末機器を含みます。
- (22) 「自営電気通信設備」とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号、以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者または事業法第16条第1項の届け出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のものをいいます。
- (23) 「技術基準等」とは、端末設備規則（昭和60年郵政省令第31号）および端末設備等の接続の技術的条件をいいます。

第2章 ビッグロブ光テレビの提供区域および利用条件

第4条（ビッグロブ光テレビの提供区域）

ビッグロブ光テレビの提供区域は、当社が別途定めるところによります。

第5条（ビッグロブ光テレビの利用条件）

ビッグロブ光テレビを利用して地上デジタル放送、BS デジタル放送およびFM ラジオ放送（あわせて以下「地上デジタル放送等」といいます。）を視聴するには、そのBIGLOBE 会員がスカパーJSAT とスカパーJSAT 施設利用サービス契約を締結している必要があります。当社およびNTT 東日本またはNTT 西日本は、BIGLOBE 会員のスカパーJSAT 施設利用サービス契約に係わる申し込みの手続きを代行します。（その詳細は第7条第項に定めます。）

- 2 前項によりビッグロブ光テレビ会員が視聴できる地上デジタル放送等のチャンネルは、その居住地域により異なります。また、天候、設備等の状況により、地上デジタル放送等を視聴できないことがあります。BIGLOBE 会員は、有料のBS デジタル放送を視聴するには、自身の費用および責任において、かかる視聴に必要な契約をその放送事業者等と締結し、受信料、視聴料等を支払う必要があります。
- 3 ビッグロブ光テレビ会員は、ビッグロブ光テレビを利用してスカパー有料放送サービスを視聴するには、自身の費用および責任において、スカパー有料放送サービスの提供を受けるための契約をスカパーJSAT と締結し、スカパーJSAT に加入料、月額基本料、視聴料金等を支払う必要があります。なお、アンテナを介して受信できるスカパー有料放送サービスであっても、ビッグロブ光テレビを利用して視聴できない場合があります。
- 4 スカパーJSAT 施設利用サービスおよびスカパー有料放送サービスはスカパーJSAT の責任において提供されるものであり、当社、NTT 東日本およびNTT 西日本は、かかるサービス（かかるサービスにより視聴可能な放送サービスおよびその放送内容を含みます。）に関して一切責任を負いません。
- 5 ビッグロブ光テレビ会員は、自身の費用負担および責任において、ビッグロブ光テレビ会員端末機器を選択および取得するとともに、ビッグロブ光テレビの利用にあたりビッグロブ光テレビ会員端末機器が正常に稼働するように維持および管理しなければなりません。
- 6 当社がビッグロブ光テレビ会員へのビッグロブ光テレビの提供を開始する日（以下「ビッグロブ光テレビ開始日」といいます。）は、そのビッグロブ光テレビ会員について、ビッグロブ光テレビ契約の成立後、当社所定の工事（回線終端装置の設置に必要な工事を含みます。）が完了し、ビッグロブ光テレビを利用することが可能な状態となった日とします。
- 7 ビッグロブ光テレビ契約が理由のいかなを問わず終了した場合は、第1項に定める代行による申し込み手続きをとってビッグロブ光テレビ会員とスカパーJSAT の間に成立したスカパーJSAT 施設利用サービス契約を同時に解約していただく必要があります。ビッグロブ光テレビ会員は、当社およびNTT 東日本またはNTT 西日本がかかる解約に必要なスカパーJSAT に対する手続きを代行することに同意します。ビッグロブ光テレビ会員は、かかる手続きの代行のために、当社がNTT 東日本またはNTT 西日本に対して、そのビッグロブ光テレビ会員から申告を受けた第7条第1項各号所定の事項を通知すること、および、NTT 東日本またはNTT 西日本がさらにかかる事項をスカパーJSAT に通知することに同意します。

第3章 契約

第6条（契約の単位等）

当社は、1の利用回線ごとに1のビッグロブ光テレビ契約を締結します。この場合、ビッグロブ光テレビ会員は、1のビッグロブ光テレビ契約につき1の個人に限ります。

第7条（ビッグロブ光テレビ契約の申し込み方法等）

ビッグロブ光テレビ契約の申し込みは、個人のみが行うことができ、法人その他団体は行うことはできません。かかる申し込みは、申し込みをする個人（以下「申込者」といいます。）が、会員規約、ビッグロブ光特約およびこの特約を承諾のうえ、当社所定の方法により、次の各号に定める事項を当社に申告のうえ、行う必要があります。

- (1) 氏名または名称
 - (2) 住所
 - (3) 前各号に定める事項のほか、当社が別途定める事項
- 2 申込者のうち、テレビサービス転用のためにビッグロブ光テレビ契約の申し込みをするテレビサービス転用資格保有者は、前項に定めるほか、前項の申し込みにあたり、転用番号を当社に提出する必要があります。なお、テレビサービス転用のためのビッグロブ光テレビ契約の申し込みは、ビッグロブ光特約に基づき転用のためにビッグロブ光の提供を受けるための契約を同時に申し込む場合に限り、行うことができます。
- 3 当社およびNTT東日本またはNTT西日本は、申込者によるスカパーJSAT施設利用サービス契約の申し込みについて、スカパーJSATへの手続きを代行します。この場合、当社は、申込者による申し込みをNTT東日本またはNTT西日本に取り次ぎ、NTT東日本またはNTT西日本は、この申し込みをさらにスカパーJSATに取り次ぎます。申込者は、かかる取り次ぎのために、当社がNTT東日本またはNTT西日本に対して、その申込者から申告を受けた第1項各号所定の事項を通知すること、および、NTT東日本またはNTT西日本がさらにかかる事項をスカパーJSATに通知することに同意します。申込者は、かかる取り次ぎの結果として、その申込者についてスカパーJSAT施設利用サービス契約が成立した場合、当社がスカパーJSATに代わりその申込者にスカパーJSAT施設利用サービスの料金を請求し、その申込者からその料金を回収することに同意します。

第8条（ビッグロブ光テレビ契約の申し込みの承諾）

ビッグロブ光テレビ契約は、前条所定の申し込みを当社が承諾したときに成立します。

- 2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ビッグロブ光テレビ契約の申し込みを承諾しないことがあります。また、当社は、ビッグロブ光テレビ契約成立後であっても、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当社所定の方法にてビッグロブ光テレビ会員に通知することにより、ビッグロブ光テレビ契約を解除することができます。ただし、本項第2号または第4号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、この期間内に是正されないときに、当社所定の方法にてこのビッグロブ光テレビ会員に通知することにより、会員契約またはビッグロブ光テレビ契約を解除することができます。
- (1) ビッグロブ光テレビ契約の申し込み時に申込者が当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (2) 申込者が、料金等もしくはその他当社が提供するサービスに係わる料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (3) 過去に不正使用などによりビッグロブ光テレビ契約もしくはBIGLOBEサービスに関連する契約等の解除、またはBIGLOBEサービス等の利用を停止されていることが判明した場合
 - (4) 申込者が未成年者等であって、ビッグロブ光テレビ契約の申し込みにあたり法定代理人等の同意を得ていない場合
 - (5) 会員規約に基づきクレジットカードによる料金等の支払方法を選択した申込者が、指定したクレジットカードの名義人と異なる場合
 - (6) 会員規約に基づくクレジットカードによる料金等の支払方法を選択した申込者が、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除、脱会その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていない場合、または、事後に認められなくなった場合
 - (7) ビッグロブ光テレビを同一世帯外において利用する場合（その利用回線の終端の場所が住居の用に供する場所である場合に限り、）または同一の場所以外において利用する場合（その利用回線の終端の場所が住居の用に供する場所以外である場合に限り、）
 - (8) その他ビッグロブ光テレビ契約の申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合
- 3 前項の規定またはこの特約に定めるその他の規定によりビッグロブ光テレビ契約が解除された場合、ビッグロブ光テレビ会員は、ビッグロブ光テレビの利用に係わる一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払わなければなりません。
- 4 ビッグロブ光テレビ契約が成立した場合、当社は、その日程をビッグロブ光テレビ会員と調整のうえ、ビッグロブ光テレビを利用可能にするために必要な工事を行います。
- 5 申込者の電話番号がNTT東日本が「タウンページ」または「ハローページ企業名」の名称にて発行する電話帳に掲載されている場合、当社は、その申込者による前条第1項の申し込みを承諾しません。また、当社は、かかる承諾をした後にかかる掲載がされることが判明した場合、かかる承諾を取り消すことができます。そのほか、かかる掲載がなく、ビッグロブ光電話会員となった個人は、そのビッグロブ光テレビ契約が存続している限り、かかる電話帳に電話番号を掲載することができません。その個人は、か

かる掲載を希望する場合は、まず第 14 条に従いビッグロブ光テレビ契約を解除した上で、NTT 東日本に対してかかる掲載に必要な申し込みをする必要があります。

- 6 当社は、前項に定める電話帳への掲載に係る制約または承諾の取り消しにより申込者またはビッグロブ光電話会員が損害その他不利益を被っても一切責任を負いません。

第 9 条 (テレビサービス転用時の特則)

第 7 条に基づくテレビサービス転用のためのビッグロブ光テレビ契約の申し込みによりビッグロブ光テレビ契約が成立したビッグロブ光テレビ会員 (以下「テレビサービス転用ビッグロブ光テレビ会員」といいます。) については、次の各号に定める事項が適用されます。

- (1) 当社は、NTT 東日本または NTT 西日本とそのビッグロブ光テレビ会員との間に成立していたフレッツ・テレビ伝送サービス契約 (その申し込み手続きを当社が代行したものに限り) をテレビサービス転用の実施日の前日をもって終了させるために必要な手続きを、そのテレビサービス転用ビッグロブ光テレビ会員に代行して NTT 東日本または NTT 西日本に対して行います。テレビサービス転用ビッグロブ光テレビ会員は、当社に係る手続きを行うために必要な範囲内で、第 7 条に基づく申し込みにあたりそのテレビサービス転用ビッグロブ光テレビ会員が当社に申告した事項 (転用番号を含みます。) を NTT 東日本または NTT 西日本に提供することに同意します。

第 10 条 (変更の届け出等)

ビッグロブ光テレビ会員は、ビッグロブ光テレビ契約の申し込みにあたり当社に申告した第 7 条第 1 項各号所定の事項について変更があった場合、すみやかにその旨を当社所定の方法により当社に届け出なければなりません。ビッグロブ光テレビ会員がかかる届け出を行わなかったこと、または、かかる届け出を遅延したことにより不利益を被ることがあっても、当社は、何らの責任も負いません。

- 2 前項の事項のうち、その変更について当社の承諾が必要として当社が別途定めるものについては、前項の届け出を、第 8 条第 2 項に準じて扱います。

第 11 条 (契約の解除等)

当社は、ビッグロブ光テレビ会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの責任も負うことなく、ビッグロブ光テレビ契約を解除することができます。

- (1) ビッグロブ光テレビ会員が会員規約に基づき提供される BIGLOBE サービス (ビッグロブ光テレビを含みます。) について利用停止となった場合

- 2 当社は、利用回線に係る卸役務利用サービスのタイプが第 3 条第 2 項第 13 号に定めるもの以外に変更された場合は、その BIGLOBE テレビ会員とのビッグロブ光テレビ契約を解除することができます。
- 3 当社は、利用回線が移転等によりビッグロブ光テレビの提供区域外となった場合は、そのビッグロブ光テレビ会員とのビッグロブ光テレビ契約を解除することができます。
- 4 当社は、登録一般放送事業者が、第 1 種契約者回線の通信相手先として利用回線の指定を解除したとき、その利用回線に係るビッグロブ光テレビ契約を締結しているビッグロブ光テレビ会員とのビッグロブ光テレビ契約を解除することができます。
- 5 当社は、前 4 項の規定によりビッグロブ光テレビ契約を解除しようとするときには、あらかじめその旨をビッグロブ光テレビ会員に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この通知を行うことなくビッグロブ光テレビ契約の解除を行うことができます。
- 6 会員契約またはビッグロブ光契約がビッグロブ光テレビ会員による解除、当社による解除その他理由により終了した場合は、そのビッグロブ光テレビ会員と当社との間のビッグロブ光テレビ契約は同時に解除されます。
- 7 当社は、本条に基づくビッグロブ光テレビ契約の解除によりビッグロブ光テレビ会員に損害その他不利益が生じても、一切責任を負いません。

第 12 条 (提供中止)

当社は、次のいずれかの場合には、ビッグロブ光テレビ会員に対するビッグロブ光テレビの提供を中止することがあります。

- (1) 当社または NTT 東日本もしくは NTT 西日本の設備もしくは回線の保守または工事を行う場合
 - (2) 利用回線の提供を中止する場合
 - (3) 天災、事変その他の非常事態が発生または発生するおそれがあり、ビッグロブ光テレビの提供をすることが困難となった場合
 - (4) 当社が、運営上、技術上その他理由により、ビッグロブ光テレビの提供を中止することが必要であると当社が判断した場合
- 2 当社は、前項の規定によりビッグロブ光テレビの提供を中止するときは、あらかじめその旨をビッグロブ光テレビ会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この通知を行うことなくその中止を行うことができます。
 - 3 当社は、第 1 項によるビッグロブ光テレビの提供の中止によりビッグロブ光テレビ会員に損害その他不利益が発生しても、何ら責任を負いません。

第13条 (利用停止)

当社は、BIGLOBE テレビ会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、ビッグロープ光テレビの利用を停止することができます。

- (1) この特約上の義務の履行を現に怠りまたは怠るおそれがある場合
 - (2) 会員規約によりビッグロープ光テレビ以外のBIGLOBE サービス（ビッグロープ光を含みます。）を利用停止された場合
 - (3) 利用回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、NTT 東日本もしくはNTT 西日本以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線またはNTT 東日本もしくはNTT 西日本が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続した場合
 - (4) 利用回線に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を拒んだときまたはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を利用回線から取り外さなかった場合
 - (5) 登録一般放送事業者が、第1種契約者回線の通信相手先としてその利用回線の指定を一時的に停止した場合
- 2 当社は、前項の規定によりビッグロープ光テレビの利用を停止するときは、あらかじめその旨をビッグロープ光テレビ会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この通知を行うことなくその中止を行うことができます。
- 3 当社は、第1項によるビッグロープ光テレビの利用の停止によりビッグロープ光テレビ会員に損害その他不利益が発生しても、何ら責任を負いません。

第14条 (ビッグロープ光テレビ会員によるビッグロープ光テレビ契約の解除等)

ビッグロープ光テレビ会員がビッグロープ光テレビ契約を解除しようとするときは、当社所定の方法でその旨を当社に通知します。当社が別途承諾した場合を除き、その他の方法による通知は無効とします。この場合、ビッグロープ光テレビ会員から通知があった日が属する月の末日をもって、ビッグロープ光テレビ契約は終了します。

第15条 (ビッグロープ光テレビ契約の自動終了)

第1条第1項に定めるフレッツ・テレビ伝送サービスの当社への卸提供に係る当社とNTT 東日本またはNTT 西日本との契約が終了した場合は、ビッグロープ光テレビ契約も同時に終了します。

第4章 回線終端装置

第16条 (回線終端装置の設置等)

当社は、利用回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。また、当社は、ビッグロープ光テレビ契約が終了した場合またはビッグロープ光テレビを廃止した場合、設置した回線終端装置を撤去または機能を停止します。

- 2 ビッグロープ光テレビ会員は、前項の設置に必要な場所を提供しなければなりません。
- 3 ビッグロープ光テレビ会員は、第1項により設置する回線終端装置に必要な電気を提供しなければなりません。
- 4 ビッグロープ光テレビ会員は、利用回線の終端の場所において、当社の回線終端装置を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望する場合は、自己の負担によりその特別な設備を設置しなければなりません。

第5章 料金等

第17条 (料金等)

料金等の体系は、次のとおりとします。

- (1) 初期費用
 - (2) 工事費用
 - (3) 月額費用
 - (4) その他の料金
- 2 前項各号所定の料金の具体的な金額は、別表に記載のとおりとします。

第18条 (初期費用)

ビッグロープ光テレビ会員は、当社にビッグロープ光テレビ契約の申し込みをし、その承諾を受けたときは、当社に初期費用を支払わなければなりません。

第19条 (工事費用)

ビッグロープ光テレビ会員は、この特約（別表を含みます。）に定める工事が実施される場合、当社に工事費用を支払うことを要します。なお、申込者（その意味は第7条第1項に定めます。）またはビッグロープ光テレビ会員からの工事の申し込みの受付、申込者またはビッグロープ光テレビ会員との工事の日程等の調整、および工事費用の請求は当社が行い、工事の実施はNTT 東日本またはNTT 西日本（これら会社の委託先の事業者を含みます。）が行います。

- 2 前項の工事に着手していたときは、工事完了前にビッグロープ光テレビ契約の解除があったとしても、ビッグロープ光テレビ会員は、工事費用の全額を当社に支払うことを要します。

第20条（月額費用）

ビッグロープ光テレビ会員は、ビッグロープ光テレビ開始日が属する月の翌月初日（テレビサービス転用ビッグロープ光テレビ会員の場合またはビッグロープ光テレビ開始日が月の初日である場合は、ビッグロープ光テレビ開始日が属する月の初日）から起算して、そのビッグロープ光テレビ契約の解除または終了があった日が属する月の末日までの期間について、当社にビッグロープ光テレビの月額費用を支払わなければなりません。

- 2 当社は、この特約に別段の定めがある場合を除いて、前項に定める期間中の各月または前項により月額費用の支払対象月とされている各月に係る当社所定の締め日にて、その締め日が属する月に係わるビッグロープ光テレビの月額費用をビッグロープ光テレビ会員に請求します。
- 3 ビッグロープ光テレビ会員が、当社がビッグロープ光テレビ会員によるビッグロープ光テレビ契約の申し込みを承諾した日が属する月に、ビッグロープ光テレビ契約の解除の通知をした場合、ビッグロープ光テレビの月額費用の1カ月分を当社に支払わなければなりません。
- 4 この特約第12条の規定によりビッグロープ光テレビの提供中止があったときは、ビッグロープ光テレビ会員は、その期間中の月額費用の支払いを要します。
- 5 この特約第13条の規定によりビッグロープ光テレビの利用停止があったときは、ビッグロープ光テレビ会員は、その期間中の月額費用の支払いを要します。

第21条（料金債務の存続）

会員規約またはこの特約所定の条件に従いビッグロープ光テレビ契約の解除または終了があった場合において、そのビッグロープ光テレビ会員がかかる解除または終了の時点において未だ支払いを完了していないこの特約所定の料金（解除または終了の後に発生するものを含みます。）についての債務は、かかるビッグロープ光テレビ会員による支払いが完了するまで、その解除後または終了後も消滅しません。

第6章 雑則

第22条（責任の制限）

当社は、ビッグロープ光テレビを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、ビッグロープ光テレビが全く利用できない状態（ビッグロープ光テレビ契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。本条において、以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、1暦日の全時間についてその状態が連続したときに限り、対象となるビッグロープ光テレビ会員の損害賠償請求に応じます。

- 2 前項の場合における損害賠償の範囲は、対象となるビッグロープ光テレビ会員に現実に発生した直接かつ通常の損害とし、ビッグロープ光テレビが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（1暦日の全時間数の倍数である場合に限り）に対応するビッグロープ光テレビの月額費用に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲内で、かつ、その総額は、ビッグロープ光テレビの月額費用1カ月分相当額に、これに対応する消費税等相当額を加算した額を上限とします。
- 3 本条第1項の場合において、当社の故意または重大な過失によりビッグロープ光テレビの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。
- 4 当社は、他の電気通信事業者の責に帰すべき理由により、ビッグロープ光テレビの提供ができなかった場合、当社が他の電気通信事業者から受領する損害賠償額をビッグロープ光テレビを利用できなかったビッグロープ光テレビ会員全員に対する損害賠償の限度額とし、かつ、ビッグロープ光テレビ会員に現実に発生した直接かつ通常の損害に限り賠償請求に応じます。

第23条（免責）

当社は、ビッグロープ光テレビに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事にあたって、ビッグロープ光テレビ会員に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものである場合は、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この特約等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（本条において、以下「改造等」といいます。）を要することになる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。ただし、端末設備等の接続の技術的条件（本条において、以下「技術的条件」といいます。）の規定の変更により、現に当社またはNTT東日本もしくはNTT西日本が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第24条（ビッグロープ光テレビの利用に係るビッグロープ光テレビ会員の義務）

ビッグロープ光テレビ会員は、次の各号に定める事項を遵守しなければなりません。

- (1) 当社がビッグロープ光テレビ契約に基づき設置した電気通信設備（回線終端装置を含み、本条において以下「当社設置電気通信設備」といいます。）を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、または当社設置電気通信設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変、その他の非常事態に際して保護する必要があるときまたは自営端末設備もしくは自

営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

- (2) 通信の伝送に妨害を与える行為をしないこと。
 - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社設置電気通信設備に他の機械、付加物等を取り付けないこと。
 - (4) 当社設置電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 ビッグロープ光テレビ会員は、前項の規定に違反して当社設置電気通信設備を亡失し、または毀損したときは、当社が定める期日および方法に従い、その補充、修繕、その他の工事等に必要なる費用を当社に支払うことを要します。

第25条（登録一般放送事業者からの通知）

ビッグロープ光テレビ会員は、当社、NTT 東日本またはNTT 西日本が、料金等の適用またはビッグロープ光テレビの提供もしくはフレッツ・テレビ伝送サービスの当社への卸提供にあたり必要があるときは、かかる適用、提供または卸提供のために必要なそのビッグロープ光テレビ会員の情報の通知を登録一般放送事業者から受けることについて承諾します。

第26条（ビッグロープ光テレビ会員の維持責任）

ビッグロープ光テレビ会員は、自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持しなければなりません。

第27条（ビッグロープ光テレビ会員の切分責任）

ビッグロープ光テレビ会員は、自営端末設備または自営電気通信設備が利用回線に接続されている場合であって、ビッグロープ光テレビに係る電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をする必要があります。

- 2 前項の確認に際して、ビッグロープ光テレビ会員から要請があったときは、当社は、試験を行い、前項の試験によりビッグロープ光テレビに係る電気通信設備に故障がないと判定した場合において、ビッグロープ光テレビ会員の請求により当社または当社の委託先（NTT 東日本およびNTT 西日本を含みます。以下同じとします。）の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、そのビッグロープ光テレビ会員は、その派遣に要した費用を負担しなければなりません。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税等相当額を加算した額とします。
- 3 前2項の規定は、自営端末設備または自営電気通信設備について当社と保守契約を締結しているビッグロープ光テレビ会員には適用しません。

第28条（自営端末設備の接続）

ビッグロープ光テレビ会員は、その利用回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その利用回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をする必要があります。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関または事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をする必要があります。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の各号に定める場合を除き、その請求を承諾します。
 - (1) その接続が技術基準等に適合しない場合
 - (2) その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当する場合
- 3 当社は、前項の請求の承諾にあたっては、次の各号に定める場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - (1) 技術基準適合認定規則様式第7号または第14号の表示が付されている端末機器を接続する場合
 - (2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当する場合
- 4 前項の検査を行う場合、当社または当社の委託先の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5 ビッグロープ光テレビ会員は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- 6 ビッグロープ光テレビ会員がその自営端末設備を変更した場合についても、前5項の規定に準じて取り扱います。
- 7 ビッグロープ光テレビ会員は、その利用回線に接続されている自営端末設備を取り外した場合は、その旨を当社に通知する必要があります。

第29条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）

当社は、利用回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要がある場合は、ビッグロープ光テレビ会員に、その自営端末設備が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、ビッグロープ光テレビ会員は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場

- 合を除き、検査を受けることを承諾します。
- 2 前項の検査を行う場合、当社または当社の委託先の係員は、所定の証明書を提示します。
 - 3 前項の検査を行った結果 自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、ビッグロブ光テレビ会員は、その自営端末設備を利用回線から取り外さなければなりません。

第30条（自営電気通信設備の接続）

- ビッグロブ光テレビ会員は、その利用回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その利用回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その自営電気通信設備を特定するための事項を記載した当社所定の書面により、その接続の請求をする必要があります。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の各号に定める場合を除き、その請求を承諾します。
 - (1) その接続が技術基準等に適合しない場合
 - (2) その接続によりビッグロブ光テレビに係る電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備をいいます。）の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けた場合
 - 3 当社は、前項の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当する場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - 4 前項の検査を行う場合、当社または当社の委託先の係員は、所定の証明書を提示します。
 - 5 ビッグロブ光テレビ会員は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
 - 6 ビッグロブ光テレビ会員がその自営電気通信設備を変更した場合についても、前5項の規定に準じて取り扱います。
 - 7 ビッグロブ光テレビ会員は、その利用回線に接続されている自営電気通信設備を取り外した場合は、その旨を当社に通知する必要があります。

第31条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

利用回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第30条の規定に準じて取り扱います。

第32条（無保証）

当社は、ビッグロブ光テレビについて、完全性、正確性、有用性または正当性に関する保証、ビッグロブ光テレビ会員の利用目的に適合することの保証、および通信速度に関する保証を含め、何らの保証も行いません。

第33条（ビッグロブ光テレビ会員情報等の取り扱い）

- ビッグロブ光テレビ会員は、ビッグロブ光テレビ会員がビッグロブ光テレビ契約の申し込みの際に当社に申告した事項（以下「ビッグロブ光テレビ会員情報」といいます。）を、会員規約、ビッグロブ光特約に定める個人情報の保護に関する規定およびこの特約の他の規定に定めるほか、次の各号に定める範囲において、当社が利用することについて同意します。
- (1) ビッグロブ光テレビを提供すること（そのビッグロブ光テレビ会員にビッグロブ光テレビを提供するための当社へのフレッツ・テレビ伝送サービスの卸提供を当社がNTT 東日本またはNTT 西日本に申し込むにあたり、そのビッグロブ光テレビ会員のビッグロブ光テレビ会員情報をNTT 東日本またはNTT 西日本に提供することを含む）。
 - (2) 当社または提携先等第三者の商品もしくはサービス等に関する広告、宣伝、および各種イベント・特典を実施するため、ならびにこれらに関する情報の提供その他の連絡のための電子メールの送信もしくは印刷物の郵送等（サンプル・試供品の配送その他の提供を含みます。）を行い、または架電するためにビッグロブ光テレビ会員情報を利用すること。
 - (3) 当社がこの特約に定める工事を実施するために必要な範囲内において、NTT 東日本またはNTT 西日本に対してビッグロブ光テレビ会員情報を提供すること。
 - (4) 第1号および第2号の場合において、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、ビッグロブ光テレビ会員情報を安全管理措置を講じたうえで業務委託先に対してビッグロブ光テレビ会員情報の取り扱いについて委託すること。
- 2 ビッグロブ光テレビ会員は、NTT 東日本またはNTT 西日本が、前項第1号に定めるフレッツ・テレビ伝送サービスの卸提供にあたり、そのビッグロブ光テレビ会員のビッグロブ光テレビの通信履歴等を知り得ることについて同意します。
 - 3 ビッグロブ光テレビ会員は、NTT 東日本またはNTT 西日本が、第1項第1号に定める当社から提供を受けたそのビッグロブ光テレビ会員のビッグロブ光テレビ会員情報および前項の通信履歴等を次の各号に定める者に開示することがあることについて同意します。
 - (1) 登録一般放送事業者テレビ（ただし、かかる開示は、登録一般放送事業者から請求があった場合において、行われます。）
 - (2) NTT 東日本またはNTT 西日本の委託によりフレッツ・テレビ伝送サービスに関する業務を行う事業者
 - (3) 判決、決定、命令、その他の司法上または行政上の要請、要求または命令により開示が要求された場合における、その請求元機

関

第34条（ビッグローブ光テレビの変更または廃止）

当社は、ビッグローブ光テレビの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができます。この場合、第2条の規定を準用します。

- 2 当社は、前項によるビッグローブ光テレビの全部もしくは一部の変更、追加または廃止によりビッグローブ光テレビ会員に損害その他不利益が生じたとしても、何ら責任を負いません。

附 則

この特約は、平成30年5月7日から実施します。

別表

BIGLOBE サービス「ビッグロブ光テレビ」の料金

1. 適用

この別表に記載する料金額は、消費税等相当額を抜いた金額です。係る料金額に加算する消費税相当額は、サービスのご利用時点の税率に基づき計算します。

2. 初期費用

スカパーJSAT 施設利用登録料	2,800 円 (税別)
------------------	--------------

3. 月額費用

月額料金	660 円 (税別) /月
------	---------------

4. 工事費用

4.1 基本工事

(ビッグロブ光の回線開通工事と同時の場合) 3,000 円 (税別)

4-2 同軸配線工事 (東日本エリア)

基本工事 メニュー	単独配線工事	6,500 円 (税別)	1 契約ごと
	共聴設備接続工事	19,800 円 (税別)	1 契約ごと
オプション工事 メニュー	端末接続工事	3,300 円 (税別)	1 台ごと
	テレビ端子接続工事	3,500 円 (税別)	1 箇所ごと
	同軸ケーブル新設工事	5,000 円 (税別)	1 配線ごと
	同軸コード新設工事	1,000 円 (税別)	1 配線ごと
	ブースター設置工事	12,000 円 (税別)	1 台ごと
	2分配器新設工事	2,800 円 (税別)	1 個ごと
	3/4分配器新設工事	4,000 円 (税別)	1 個ごと
	6/8分配器新設工事	6,500 円 (税別)	1 個ごと
	端末設定工事	1,700 円 (税別)	1 台ごと
	同軸基本工事	4,500 円 (税別)	1 工事ごと

4-3 同軸配線工事 (西日本エリア)

4-3-1 平成 27 年 10 月 31 日以前にビッグロブ光テレビ契約の申し込みをした場合

基本工事 メニュー	標準工事	5,000 円 (税別)	1 契約ごと
	ホーム共聴工事	17,000 円 (税別)	1 契約ごと
オプション工事 メニュー	端末接続・設定工事	4,000 円 (税別)	1 台ごと
	テレビ端子交換工事	3,000 円 (税別)	1 箇所ごと
	同軸ケーブル新設工事	5,000 円 (税別)	1 配線ごと
	同軸コード新設工事	800 円 (税別)	1 配線ごと
	同軸ケーブル活用工事	2,500 円 (税別)	1 配線ごと
	ブースター設置工事	10,000 円 (税別)	1 台ごと
	2分配器新設工事	2,800 円 (税別)	1 個ごと
	3/4分配器新設工事	4,000 円 (税別)	1 個ごと
	6/8分配器新設工事	6,500 円 (税別)	1 個ごと
	宅内同軸基本工事	4,500 円 (税別)	1 工事ごと
特殊工事	実費		

4-3-2 平成 27 年 11 月 1 日以降にビッグロブ光テレビ契約の申し込みをした場合

基本工事 メニュー	単独配線工事 (標準工事)	6,500 円 (税別)	1 契約ごと
	共聴設備接続工事 (ホーム共聴工事)	19,800 円 (税別)	1 契約ごと
オプション工事 メニュー	端末接続・設定工事	3,300 円 (税別)	1 台ごと
	テレビ端子接続工事	3,500 円 (税別)	1 箇所ごと
	同軸ケーブル新設工事	5,000 円 (税別)	1 配線ごと
	同軸コード新設工事	800 円 (税別)	1 配線ごと
	ブースター設置工事	12,000 円 (税別)	1 台ごと
	2 分配器新設工事	2,800 円 (税別)	1 個ごと
	3/4 分配器新設工事	4,000 円 (税別)	1 個ごと
	6/8 分配器新設工事	6,500 円 (税別)	1 個ごと
	宅内同軸基本工事	4,500 円 (税別)	1 工事ごと
	特殊工事	実費	

以上